第36回宮古市農業委員会

総　会　議　事　録

宮古市農業委員会

第36回宮古市農業委員会総会議事録

令和3年4月26日、第36回総会はシートピアなあどに招集された。

1. 開会日時　　令和3年4月26日(月)午後１時３０分

2. 閉会日時　　令和3年4月26日(月)午後２時３０分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員　10名)

1番 福士 永輝 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 畠山 一伸 委員
4番 去石 徹 委員	5番 高森 昭夫 委員	6番 竹野 牧子 委員
7番 中野 正隆 委員	8番 佐々木 孝之 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。
事務局長　飛澤　寛一
次　　長　中屋　和秀
主　　査　藤原　優子

6. 会議に付した事件
日程第１　　議事録署名委員及び書記の指名
日程第２　　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
日程第３　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の審議について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の審議について
議案第３号　農地法の適用外証明願いについて
議案第４号　宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
議案第５号　令和３年度宮古市農業委員会事業計画を定めることについて

―　午後１時３０分　開会　―

議　　長
（飛澤教男会長）

現在、委員 10 名中 10 名の出席でございます。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 36 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。
次に、「宮古市農業委員会憲章 6 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

（憲章 6 番）

（宮古市農業委員会憲章朗読）

議　　長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りをいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長

異議なしと認め、議事録署名委員には 5 番高森委員と 6 番竹野委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議　　長
（報告第 1 号）

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の 1 ページをお開き願います。
(議案書の報告第 1 号を朗読)
今月の受理件数は 6 件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。届出合計を読み上げる前に、付議番号 1 番と 2 番の届出人の住所氏名が同じとなっておりますが、これは、同じ方ではありますけれど、2 番の方が持分 1/2 分の相続であるため、別の番号となっております。
3 ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議　　長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議　　長
（議案第 1 号）

次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査　議案書の4ページをお開きください。申請地所在図は1ページです。併せて資料のナンバー1‐1をご用意ください。
(議案第1号及び議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー1‐1でご説明いたします。
4月14日に月当番の5番高森昭夫委員と事務局から私、4月16日に刈屋推進委員が申請地を確認しました。
2の権利移転の理由欄ですが、譲受人は(8)の受贈です。譲渡人は、26の同一世帯内の後継者へ部分贈与です。
裏面をご覧ください。
3農地法第3条第2項及び第3項該当の状況欄です。(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地です。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7番の項目については、該当ありません。従いまして、6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。
今回の申請地のうち、63番4と66番2は、令和元年10月に農地法第2条第1項の農地に該当しない旨について審議していただき、議決された土地ですが、譲渡人が体調不良により耕作を放棄したものを譲受人が耕作を再開したということで、現地調査の時点では耕起されておりました。
地区担当推進委員の刈屋委員も、異議がないとのことでした。
以上で説明を終わります。

議　　長　次に、月当番5番高森委員に発言を許します。高森委員。

5番高森委員　5番高森です。ただ今事務局から説明のあったとおりでよろしいかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議　　長　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査　付議番号2番をご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー1‐2をご覧ください。
(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー1‐2でご説明いたします。
4月14日に月当番の5番高森昭夫委員と地区担当の堀内利雄推進委員、事務局から私で申請地を確認しました。
2の権利移転の理由欄ですが、譲受人は(1)規模拡大です。譲渡人は、5の他市町村へ転出による農業廃止です。
裏面をご覧ください。3農地法第3条第2項及び第3項該当の状況欄中、

(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地となります。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7番の項目については、該当はありません。従いまして、6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。
なお、この農地と隣接している田は、譲受人の耕作地となっており、隣接する農地を買い取ったということになっております。
地区担当推進委員の堀内推進委員は、異議がないということでございました。
以上で説明を終わります。

議　　長　　次に、月当番の5番高森委員に発言を許します。

5番高森委員　　5番高森です。ただ今説明のあったとおりで、よろしいと思います。
よろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　　質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
以上で議案第1号の審議を終了いたしました。
これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議　　長　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第2号)　　次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長　　議案書の5ページをご覧願います。
(議案書の議案第2号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。資料のナンバー2、所在図は3ページでございます。
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー2をご覧願います。
令和3年4月14日に月当番の高森委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地でございます。(2)

から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)については該当いたしません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当いたしません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当いたしません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議　　長　　次に、月当番の 5 番高森委員に発言を許します。高森委員。

5 番高森委員　　5 番高森です。ただ今事務局から説明のあったとおりで、よろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　　質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。

次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長　　付議番号 2 番についてご説明いたします。資料のナンバー2 の 2、所在図は 4 ページをご用意願います。

(議案第 2 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2 - 2 をご用意願います。

令和 3 年 4 月 14 日に月当番の高森委員、地区担当推進委員の山崎委員、事務局から私の 3 人で現地調査をしております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)については該当いたしません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当いたしません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当いたしません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の山崎委員は、異議がないということでございました。

以上で説明を終わります。

議　　長　　次に、月当番の 5 番高森委員に発言を許します。高森委員。

5番高森委員　5 番高森です。ただ今事務局から説明のあったとおりでよろしいかと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長　議案書の6ページをお開き願います。付議番号3番についてご説明いたします。資料のナンバー2の3、所在図は5ページでございます。
(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー2‐3をご覧願います。
令和3年4月14日に月当番の高森委員、地区担当推進委員の大坪委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、宮古市役所川内出張所から500m以内の区域にある農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて特に問題はなく、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)については該当いたしません。2他法令関連事項欄でございます。(1)は該当いたしません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当いたしません。
以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の大坪委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。

議　　長　次に、月当番の5番高森委員に発言を許します。高森委員。

5番高森委員　5 番高森です。ただ今事務局から説明があったとおりでよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
福士委員。

1番福士委員　1番福士です。この工事は県営工事ですか。

議　　長　中屋次長。

中屋次長　沿岸振興局の工事です。

議　　長　　福士委員。

福士委員　　岩手県の場合は使用貸借であれば許可がいらないって、前に出たような気がしたんですが。

議　　長　　中屋次長。

中屋次長　　国や県が直接であれば必要ないのですが、借受人は○○○○でありますので必要になります。

議　　長　　よろしいですか。その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　　質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。
以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。
これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議　　長　　全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

(議案第3号)　　次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長　　議案書の7ページをご覧願います。
(議案書の議案第3号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。資料のナンバー3、所在図は6ページをご覧願います。
(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー3をご覧願います。
令和3年4月14日に月当番の高森委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の3人で申請地を確認しております。
調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。3調査意見、結論、1適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。

議　　長　　次に、月当番の5番高森委員に発言を許します。高森委員。

5番高森委員　　5 番高森です。ただ今事務局から説明のあったとおりでよろしいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　　質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長　　付議番号2番についてご説明いたします。資料はナンバー3‐2、所在図は7ページです。
(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー3‐2をご覧願います。
令和3年4月14日に月当番の高森委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございます。農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3調査意見、結論、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでした。
以上で説明を終わります。

議　　長　　次に、月当番の5番高森委員に発言を許します。

5番高森委員　　5 番高森です。ただ今事務局からの説明のあったとおりでよろしいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　　質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
以上で議案第3号の審議を終了いたしました。
これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　全員賛成です。よって、議案第３号は原案のとおり決定をいたしました。

（議案第４号）　　次に、議案第４号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査　　議案書の８ページをお開き願います。
（議案第４号及び議案第４号付議番号１番から10番を議案書の朗読により説明）

議　　長　　説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　質疑ないようですので、議案第４号の審議を終了いたします。
これより、議案第４号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　全員賛成です。よって、議案第４号は原案のとおり決定いたしました。
（議案第５号）　　次に、議案第５号「令和３年度宮古市農業委員会事業計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。飛澤局長。

飛澤局長　　議案第５号令和３年度宮古市農業委員会事業計画を定めることについて、をご説明いたします。議案書の11ページをご覧願います。併せて資料ナンバー4をご用意願います。
（議案第５号を議案書の朗読により説明）
資料ナンバー4をご覧願います。
令和３年度宮古市農業委員会事業計画（案）でございます。
１は事業方針でございます。
次の２各事業についてでございます。アの総会、審議からサの全国農業新聞の購読数の拡大まで12の項目を掲げております。
特にウの「農地利用最適化のための活動」につきましては、令和２年度に引き続き、マスタープランの実践活動、地域での話合い、農地利用状況調査などにご協力をお願いするものでございます。
前年度と異なる部分についてでございますが、前年度は「農地利用最適化推進委員の選任手続き」という項目がございました。今年度は、推進委員につきましては、「評価委員会の開催」「総会での議決」はございますが、実質

的な活動がないことから削除しております。
　また、特に記載しておりませんが、事務局といたしましても、農業委員と推進委員との連携が図られるよう調整に努めるとともに、日常業務の品質向上に努めてまいる所存でございます。
　よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。
　これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。
　佐々木委員どうぞ。

8番佐々木委員　　8番佐々木です。資料ナンバー4の中身について、質問したいのですが、よろしいでしょうか。
　今、局長の方から資質向上のためにという話だったんですけども、基本的に今までとあまり変わったような事でもなくて、例えば合同会議にしても 4回で。
　気になるのは、去年やってみて、それの評価はどうだったのか。同じような形態でやっていくのかどうなのか。前回の合同会議でも、人が来ているけれども、そこで例えば、何か話し合われているのか、様々、人の感覚があると思うので、私の感覚とすると、ただ時間がある方が集まってという印象を持つところがあります。
　ですので、資質向上、農業委員会のレベルのアップを考えた時に、どういう項目を重点的にやられて、人なりだと思うので、そういうところをもし具体的になっている部分があるとすると教えていただければと。

議　　長　　飛澤局長。

飛澤事務局長　　佐々木委員からも従前からご指摘いただいているところではあるのですが、今回特に、委員さんが改選期を迎えておりますので、研修は充実していきたいとい思っております。県にはそれをお願いしておりますし、私たちの研修も充実していきたいと思っています。それから、確かに、会議につきましては形式的になっておりますので、ちょっと進め方等も考えて、中身も考えていきたいなと思っております。
　特に委員さん方にも、担い手、最近、新規就農者に土地を集積するというのもご協力いただきたいというのもありまして、いろんな面で委員さんの仕事も増えてきていると思うので、そういう内容についても、研修していきたいなと思っています。

議　　長　　竹野委員。

6番竹野委員　　6 番竹野です。推進委員さんの農業委員会の総会への出席要請みたいなのはどのような、今年度と同じような状況で進められるのでしょうか。

議　　長　　中屋次長。

中屋次長　　事務局としては、特に変更をしてはありませんでしたけれど、もし、委員の皆さんでこのようにした方がいいというのがあれば、話し合いをしていた

だければ、ご検討いただければと思います。

議　　長　　竹野委員。

6番竹野委員　　総会の時に、推進委員の方で、何かご意見がある方は申し込んでくださいみたいな文面が書いてあると思うのですが、それについては推進委員さんからの何か意見とかそういうのは今までにありましたでしょうか。

議　　長　　中屋次長。

中屋次長　　まず、文書の内容でございますけれど、推進委員は意見がある場合は総会に出席して意見を述べる事ができると言う風に書いてあります。それに沿った内容の文書でございます。それで、特に何かあったかということですが、それはございません。

議　　長　　よろしいですか。
それから、佐々木委員、さっきの答弁はよろしいですか。
その他、ございますか。佐々木委員。

8番佐々木委員　　8番佐々木です。
意見ですが、やっぱり、例えば、推進委員と農業委員でペアになってやったりしてて、まあ、住居が近いので、推進委員と農業委員が基本的にやればいいという側面もあるのかもしれませんけれども、やっぱり人が相乗的に良くなっていくには一緒に話をする機会とか取り組むものがないと、なかなか上手くやっていかないような気がします。それは、自分が今までやってきた中で、そういう風な気がします。ですので、竹野さん、先ほど、推進委員の参加について質問されてたんですけど、自分も推進委員の方に、要は、参加できるんだけれども、そう書かれたら、自分だったら参加するかなと思うところがあるんですね。やられてて見てても実際、動いている人、動いていない人いっぱいいるんですけど、そこで感じる事って、何を考えているんだろうって、その意見って、誰がどういう風に拾っていくんだろうって。
なので、もし、すみません、自分は今期で辞めるのにこんな事を言うのは大変恥ずかしい話なんですけど、そういう意見なんかを上手く拾えるような、それが研修なのか、交代で出るような仕組みなのか、あると思いますけど、やってててどうだったんだろうということが気になるので、もし、機会があればそういうものを考えていただけるとありがたいと思います。

議　　長　　飛澤局長。

飛澤事務局長　　はい、ありがとうございます。そういうことは必要だと思っています。
正直、委員さんの中には、自分が何をしたらいいのかが理解されていない方もいるかなとはちょっと思っているところもあります。私たちの説明が足りないところだと思っていますので、そういう意味では研修をやって、その何をやったらいいのか、何をやらなきゃないかというのを具体的に知っていただきたいなと。そのうえで意見をいただけるチャンスを作っていきたいと思いますし、例えば、ちょっと変わるかもしれませんが、マスタープランの

話し合いや、耕作放棄地の調査など、積極的に取り組んで、すごいいい活動している所もあったりするので、全部の活動を紹介するっていうよりは、先進的なところの取組や視点をご紹介していければいいかなと思っています。

議　　長　　竹野委員

6番竹野委員　　6 番竹野です。佐々木委員がさっきお話ししたように、私もずっと考えてましたけども、同じグループで推進委員と農業委員が同じ担当地域を持っているんだけれども、推進委員さんがするお仕事を農業委員である私がわからないというか、何をしたらいいかわからないっていう推進委員さんもいらっしゃるかもしれないけども、推進委員さんがやっている仕事を私が理解できないので、月日が経って行った、そこの、何ていうか、お互いの行動というか活動っていうのを共有しながら、地域の農業の、農家とのあり方っていうのを皆で分かち合いながら進めて行かないと、何をやっているのかわからない、なんか言い方がちょっと、曖昧ですけど、そこを一緒に行動して同じ農家に行ったりするのも、直接行くのは地域の人が行ってもいいんですけど、やっぱり、何をやっているか、どういう風な活動をしているかっていうのを皆で話し合いながら共有しながら行動していかないと、「それってなあに」っていう感じの事が、結構、私、あって「何なんだそれは」って」いうような事が結構あったような気がします。それで、そういう取り組み方っていうのをグループの中だけで消化しないで、全体で、どういう風に進めていったらば、農業委員さんと、推進委員さんが仕事の内容を、お互いに理解できるかっていうことに繋がるんじゃないかと思うので、そこをどういう風にしたらいいかっていうのを皆さんで考えていただければ、そして私に教えていただければありがたいなと思います。以上です。

議　　長　　ご意見ということでよろしいですか。中屋次長。

中屋次長　　竹野委員が、何をやっているのかわからないということですが、そんなことはないんじゃないかと思っていたのですが、その話も含めて合同会議の時にはこちらの方の説明も、色々、今、お話のあったところの反省に立ってですね、留意していくとともに、やはり各区割りでやってきた中で積極的に農業委員、推進委員が連携しているところもありますので、そういったところの状況を皆さんにわかりやすくご披露いただくということも考えていきたいと思います。

議　　長　　よろしいですか。中野委員。

7番中野委員　　7番中野です。今、推進委員さん、農業委員、とにかく一緒に、私の場合私もさっぱりわからないんですけど、農業委員と常に、推進委員さんと話し合いをしながら、2 人で話をして、わからないことは農業委員会の方に聞きながらやると。そういう風にやっていかないと、ただその仮に集まっても、話が、ただ集まっただけでは。合同会議をやっているわけですよね 4 回。そういう合同会議の時に話をなさればいいんじゃないかと思うんです。集まったりしなくても。その辺、あの、推進委員さんと農業委員はとにかく話し合いをするという、これが一番の解決方法ではないのかと、自分はやってみて

そういう風に思いますので、そういう風にしたらいかがでしょうか。

議　　長

ありがとうございます。
私の方でも、ちょっと、あれですが、最初に推進委員制度が出た時に全体で相談して毎月の総会に出席してもらうべきかどうかを相談したわけですが、毎月推進委員さんまで出席してもらうのもこれも大変な負担だ。それに、なんたるかもまだわからない、ということで、いろいろ皆さんからご意見を聞いた中で4回。ということは、間3か月分の活動があるということです。その間には当然、何をやったらいいか、何が何だかわからないか、そういうことは絶対でてくると思うんです。だから、普段、推進班毎の話し合いは当然あるでしょうけれども、全体的な擦り合わせと言うか、質問と言うか、そういうことがなかなか出来ないので、その3か月度に合同会議を開いて、そこで質問なり意見なりを出していただきたい。ということで、俺も何回かは質問をしたような気がしますけれど、そういう意味の4回だと私は理解していました。ただ、なかなか発言が無いのは残念だと思いますけど。ただ形とすれば、こういう場所に、合同会議という場所にできれば積極的に来てもらって、人なりも覚えてもらって、お互い、活動を迷っているところ、わからないところを言って貰えればありがたいなと、自分とすれば思っていました。まあ、皆さんのご意見も大事に使わせていただきたいとは思っています。以上です。
その他、ございませんか。
佐々木委員。

8番佐々木委員

8 番佐々木です。今の会長の意見で、自分なりに理解できなかったことがあって、右も左もわからないから自分でも時間の無駄というのもあるんですが、逆に色々な情報を知るのは、そういう場でもあるので、自分は農業委員になって、農業委員会に毎月出てきて、新しい話が聞けて、そういうところで何となく、ああ、こういう事なんだ、こういう事なんだと分かるようになってきたところがあるので、自分はわかんなくてもやっぱりそこに義務として来ていて、そういう立場ですから、そこで色んな情報を得てレベルを上げていくのも一つの手だと思っているので、ある程度の経験を踏んでからということでなくて、それは、時間なんてないわけですから、機会を作って、どんどんやっていくべきだなあと。
今回、研修とか、先ほど次長がおっしゃった研修とか各班の良い事例を共有していくと言うのは非常に期待しております。

議　　長

その他、ありませんか。阿部委員。

9番阿部
職務代理者

今まで皆さんの意見を聞いて思ったんですけど、必ず毎月現地調査をやっているわけなんですよ。地区担当推進委員も。ですから、最適化推進委員は自分が月に担当した方は必ず出席すると。出席して意見を述べると。確かに、暇だれだと思いますが、総会に出て色んな話を聞いて勉強する機会を与えていいんじゃないかなと。最適化推進委員から見ればたった一言二言言ってで、暇だあれにと思われるかもしれませんが、自分が担当して現地を調査して自分はこう思ったよと皆さんに報告申し上げることも一つの勉強なので。必ず担当した方は出席するようにと。そうすれば、推進委員も3人とか4人は出

て来ます。まあ、地区がいっぱい担当していればいっぱい出ることになりますが、それが出来るのか出来ないのか。よろしくご検討いただきたい。

議　　長　　それぞれの意見を、今の総会内ではなくて、今の総会は一応これで。
総会後にこれからについて協議したいということで。
その他ございませんか。なければこれで決を採りたいと思いますがいかがでしょうか。これで採決をしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議　　長　　それでは、議案第５号の審議を終了し、これより議案第５号「令和３年度宮古市農業委員会事業計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議　　長　　ありがとうございます。全員賛成でした。よって、議案第５号は原案のとおり決定いたしました。
以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第36回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

―　午後２時３０分　閉会　―

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第２項の規定により署名押印いたします。

令和　　年　　月　　日

会　　長

署名委員

署名委員